7．【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

［以下略］

8．【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

9．【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

10.　［略］

（第四面）

【１．付近見取図】
【２．配置図】

（注意）

１．この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

２．付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

３．配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

5．【13. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

［同左］

6．【14. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

7．【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

8．　［同左］

［新設］